

平成22年度第1回 市原市文化財審議会 議事録

- 1 日 時 平成22年6月1日(火) 13:30~15:00
- 2 場 所 市原市役所議会棟第2委員会室
- 3 出席者
(委員) 川戸彰・鈴木仲秋・市毛勲・香月節子・紺野敏文・西脇康・鷹野光行
(事務局) 山崎正夫(教育長)・永野勇(生涯学習部長)・土屋禮子(ふるさと文化課長)・新井一美(ふるさと文化課長補佐)・田所真(埋蔵文化財調査センター所長)・浅利幸一(文化財保護班GL)・大村直(主査)・小川浩一(副主査)
(傍聴者) 0人
- 4 諮 問 上総姉崎領谷田之郷御縄打水帳に対する市原市指定文化財の指定について、諮問書を提出
- 5 議 題 (1)市原市指定文化財の指定について(答申)
① 三嶋台遺跡出土の「人面付土器」
② 犬成出土の銅印「刑房私印」
上記2件の答申(案)の審議
(2)市原市指定文化財の指定について(諮問)
・上総姉崎領谷田之郷御縄打水帳(縦帳7冊)
- 6 報告事項 (1)平成22年度文化財保護関連事業について
(2)平成22年度第2回文化財審議会について
(3)その他
- 7 閉 会
- 8 視 察 (1)「上総国分僧寺展」(埋蔵文化財調査センター)

(事務局) これより、会議に入らせていただきます。

議長につきましては、川戸会長にお願い致します。

(会 長) それでは、お手元の次第に沿って、進めてまいります。

本日の議題(1)市原市指定文化財の指定についてでございますが、前回の会議で諮問を受けました文化財指定候補2件の答申(案)について審議していただきたいと思っております。

はじめに、「人面付土器」についてでございます。事務局に答申(案)を読み上げてまいりますので、字句の訂正や事実確認、御意見をのちほどお願いします。

(事務局) 答申(案)。

人面付土器

1. 名称 人面付土器
2. 員数 1点
3. 所在の場所 市原市能満1489番地
市原市埋蔵文化財調査センター
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
市原市教育委員会
市原市国分寺台中央1丁目1番地1
5. 種別 有形文化財(考古資料)
6. 適用指定基準
弥生時代の遺物で学術的価値の高いもの。
7. 内容及び所見
人体を造形した装飾を持つ小型壺形土器である。郡本4丁目26番地の畑で耕作中に発見され、市原市教育委員会に寄贈された。写実的な人面が造形されるほか、衣服・装飾品と見られる表現も認められる。
人体造形された容器である点に着目すると、弥生時代中期前半に盛行する壺棺再葬墓との関連性が想起されるが、壺形土器としての形状やハケメを含む整形技法は、房総地域の弥生時代中期後葉の宮ノ台式土器の特徴に近く、製作年代は弥生時代中期後半に下るものと思われる。
不時発見の単独出土例であるため、産状や関連遺物の詳細が不明である点は、資料の用途や編年的位置づけを難しくしているが、本資料の示す諸特徴は、我が国の人体造形の歴史の変遷を跡付けるうえで欠かせない、稀少な資料であることを示している。
本件は弥生時代における地域文化を考えるうえで、重要な資料であり、市原市指定文化財に指定する要件を十分に満たすものと思量される。
8. 保存上の留意事項
遺存状態は全体的に良好であり特に問題はない。
ただし、風化・磨滅による赤色顔料の退色には配慮が必要である。
9. その他参考になるべき事項

須田 勉「口絵 人面土器解説」『古代』第59・60合併号 早稲
田大学考古学会 1976年

(会 長) 字句の訂正や事実確認、御意見をお願いします。

(委 員) いくつか確認させてもらいます。

ひとつは、この答申(案)には、寸法が入っていません。

それと、製作年代ですが、弥生時代中期後半と中期後葉という表記がありますが、どこが違うのかということ。また、その年代はいつごろになるのでしょうか。

もう一つ、いつ発見されたのかを教えてください。

(事務局) 寸法につきましては、高さ 17.9 cm、胴部最大径 11.4 cm、重量 507.3 g です。

年代につきましては、おおむね 2000 年前、西暦紀元前後と考えています。中期後半と中期後葉については、基本的に同じです。

発見については、昭和のはじめのころ、●●●●様が畑の耕作中に発見されました。

●●●●様は、すでに故人となられています。

(委 員) 中期後半と中期後葉については、表記を統一すればよい。

(委 員) 寸法についてはどうしますか。

(会 長) 前例では、どうなっていますか。

(委 員) 考古資料の指定はない。これが前例となる。

(委 員) こうしたものには、項目として入れるべきだと思う。

(委 員) 複数が一括指定される場合もあるが。

(委 員) 基本は、名称、員数、寸法の順である。ただし、仏像では、寸法ではなく法量が名称として一般的である。

(委 員) それでは、項目の3として、法量を入れる方向で。

(委 員) 「弥生時代中期前半に盛行する壺棺再葬墓との関連性」と書いてあるが、これは大丈夫なのか。

後、宮ノ台式と、宮ノ台式土器の表記があるが、これも統一した方がよい。

(委 員) 不時発見という用語は、一般的なのか。

(委 員) お役所言葉でしょう。

(事務局) では、具体的に耕作中とします。

(委 員) 9.にある須田さんの文献は、全国的に流布しているので、それとの整合はとれているのか。

(事務局) 内容は参考にしています。

(委 員) この人面付土器の表情についてどう考えているのか。

(委 員) 考古学では、遺跡や遺構からの出土状況から総合的に判断するので、単体では難しい。

(委員) 赤色顔料とあるが、その成分については非破壊検査でもわかるので、調べたほうがよい。

焼く前か焼いた後か、基本的にはベンガラだと思うが、顔には水銀朱を使った可能性もある。これについては、課題としておきます。

(委員) これはセンターで展示するのか。

(事務局) 展示しています。

(会長) それでは、そろそろよろしいでしょうか。これまでのご意見を反映させた形のなかで審議会としては、本件を市原市の指定とする旨の答申を行うことについてお諮りいたします。人面付土器について、市原市の指定とする旨の答申をすることにご異議はございませんか。

(委員数名) 異議なし。

(会長) 御異議ないようですので、お手元の答申（案）によって、「人面付土器」を市原市の指定とする旨の答申をすることといたします。

(会長) 次に、「刑房私印」について、事務局より答申（案）の読み上げをお願いします。

(事務局) 答申（案）。

刑房私印

1. 名 称 刑房私印
2. 員 数 1点
3. 所在の場所 市原市能満1489番地
市原市埋蔵文化財調査センター
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
市原市教育委員会
市原市国分寺台中央1丁目1番地1
5. 種 別 有形文化財（考古資料）
6. 適用指定基準
古代の遺物で学術的価値の高いもの。
7. 内容及び所見

「刑房私印」と陽刻された印である。犬成1242番地7の畑で採集され、市原市教育委員会に寄贈された。単独で発見されたため、伴出遺物は無い。一部に欠損が生じているが、全体的に遺存状態は良好である。

材質は青銅で、鈕を含めた高さ37mm、印面の縦幅34mm、同横幅36mm、印側高6mm、重量50.6gである。方形の印面は「刑房私印」と判読でき、いわゆる四文字私印である。「刑部房口」という名の人物の私印を意味するものと思われる。

印文は「刑房」が楷書に近い書体、「私印」が崩れた書体を示し、方形の外郭線が囲っている。鈕は蒼鈕で直径4mmの孔が穿たれている。印文のほか、諸特徴を考え合わせると、古代の銅印であると考えられる。

国内の古代印はこれまでの集成等によると244点あり、千葉県関係では鋳型4点を含め11点の資料が知られている。本資料は「山邊郡印」・「匝永私印」・「王酒私印」・「王泉私印」・「千万之印」に次ぐ、県内6例目の銅印になる。

本件は、稀少な古代銅印の一例として高い資料的価値を持つ重要な資料であり、市原市指定文化財に指定する要件を十分に満たすものと思量される。

8. 保存上の留意事項

遺存状態は全体的に良好であり特に問題はない。平成15年度には保存処理が施されている。

朱等の印面付着物について科学的分析を行う余地があるため、印面の洗浄・汚染については注意が必要である。

9. その他参考になるべき事項

・『市原市埋蔵文化財調査センター報 埋文いちほら』14 2004年

・宮本敬一「犬成出土の古代銅印」『市原市市津地区・ちはら台地区の遺跡と文化財』市原市地方史研究連絡協議会 2007年

(会長) では、字句の訂正や事実確認をお願いします。あわせて御意見はございますか。

(委員) 年代についてであるが、6の「古代」は年代の幅が広すぎるではないか。また、分野によって古代のとらえ方が一致していない。

(事務局) これについても、単独で採集されているので、年代についてははっきりしておりません。他の事例からみると8・9世紀、おそらくは9世紀前半と推測されます。

(委員) 研究ではそこまで踏み込んでいくべきだが、断定できないわけだから。ここでは幅のある年代表記の方がよいのでは。

(委員) ただし、古代は飛鳥時代からではないか。

(委員) 考古学では古墳時代も古代に入れている。

(委員) それでは、「古代(奈良・平安時代)」としたらどうか。

(委員) それだったら間違いない。

(委員) 県内6例目とあるが、すべて私印なのか。

(事務局) 「山邊郡印」以外は私印です。

(委員) 6p、8行目に「千万之印」に「次ぐ」とあるが、その意味は評価としてか、それとも数か。数であればあわない。7例目ではないか。

(事務局) その通りです。

(委員) 8.に「朱」とあるが、これは朱肉の意味でしょう。水銀朱の使用は非常に限定されているので、ここでは厳密に使用した方がよい。

(委員) 「私」の読みは大丈夫なのですか。「壯」?などとも読める。文字の崩しをすべて検討してみる必要がある。公印に対する私印だとわかりやすいが。

(委員) そうすると、他の事例を含め、すべてがひっくり返ってしまう。ここで判断するのは無理。一般の解釈をとりあえず優先して、今後の研究課題にしてもらいましょう。

(委員) この場では、この名称でよいのでは。

(委員) これについても、今後成分分析を行ってほしい。場合によっては、産地がわかるかもしれない。これも今後の研究課題としてほしい。

(会長) いろいろ御意見もありましたが。それでは、これまでの御意見を反映させた形のなかで審議会としては、本件を市原市の指定とする旨の答申を行うことについてお諮りいたします。刑房私印について、市原市の指定とする旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

(委員数名) 異議なし。

(会長) 御異議ないようですので、お手元の答申(案)によって、「刑房私印」を市原市の指定とする旨の答申をすることといたします。

(会長) それでは、答申(案)のとおり、「人面付土器」と「刑房私印」、2件を市原市の指定とする旨の答申をすることに決しました。

なお、字句の訂正につきましては、事務局が整えましたものを、私が確認するという
ことで、御一任いただきたく思います。よろしいでしょうか。

(委員数名) 異議なし。

(会長) 御異議ないようですので、そのように取り扱わせていただきます。

(会長) 続きまして、議題(2)市指定文化財の指定について(諮問)に移ります。

先ほど、諮問を受けました「上総姉崎領谷田之郷御縄打水帳(竖帳7冊)」について、事務局より説明願います。

(事務局) 本資料は、市原市下矢田175番地の●●家に伝わったものです。市原市近世文書調査報告書「市原市近世文書目録Ⅱ」に●●●●家文書目録として記載されています。

●●家は、江戸時代の下矢田村、幕末村石高397石、領主4人相給支配のうち旗本小倉氏領(220石)の名主を勤め、当主は三郎衛門を称した村役人の家柄であったことが、市原市史中巻から分かります。当主は三郎右衛門・桑蔵・三郎兵衛を称した村役人の家柄でした。当文書の当家への伝世は不明であります。同家土蔵の長持の中に保管されており、伝存状態は極めて良好でした。

当文書は、中世荘園制下の呼称である「姉崎領谷田之郷」に対して、天正19年(1591)9

月 24～29 日、豊臣秀吉政権下にあった徳川家康によって関東領国に実施された縄打(検地)結果(いわゆる太閤検地)を記録したものです。この検地の結果、谷田(矢田)之郷は矢田村と下矢田村に村切りされ、ここに近世村二か村の誕生をみました。縄打水帳には検地に従事した役人(青木勘次郎・大野神三・山中弥吉・矢崎七郎右衛門)とおぼしき墨色印判が押捺され、表紙に「七卷之内」と記されることから、検地当時に調製された副本のうち下矢田村分全 7 冊が完備して伝存したと推定されます。

文書は縦帳で 13 冊があり、横 22 cm、縦 30.5 cm を計ります。13 冊で延べ 468 頁となります。

(会 長) ●●委員に補足説明願います。

(委 員) 保存状態については、いろいろな見方もあり、まあほどほどということだと思います。

縦帳 13 冊の内訳は、副本としての原本 7 冊が揃いであり、あと写本ですが、写本は 1 冊が欠本です。写本があると、原本の欠字照合が可能であり貴重であります。

この水帳は、太閤検地の検地帳であるが、太閤検地は土地革命であり、それ以前の重層的な収取権が単層化したことに意義がある。ただし、この時期はまだ過渡期であり、既存の権利が一部で残っている。また、徳川支配下であった市原市域では、独自の部分もみてとれる。

市原市では、完本は珍しいとあって、指定に足る資料と考える。

(会 長) それでは、御意見・御質問等がありましたら、お願いいたします。

(委 員) ●●委員の評価を信用するかない。

(委 員) 収納状態はどうだったのか。

(委 員) 30 年前は、現在ほど収納方法を考えていなかった。酸性の封筒を使用し、これには虫食い跡がある。今回中性紙の封筒を用意したので、入れ替えたい。また、早期に燻蒸を行う必要がある。

(委 員) 桐の箱とか。

(委 員) 桐の箱も高いものではない。ただし、先ず、燻蒸を行う必要がある。

(委 員) これは、原本と写本が揃っており、照合できるのもよい。

(会 長) 他にございますか。それでは、本件の取り扱いにつきましては、専門委員の●●委員の御指導のもと調査を進め、次回の審議会での答申を目指すことで、いかがでしょうか。

(委員数名) 異議なし。

(会 長) 御異議がないようですので、今後、答申をめざすことと致します。

(会 長) 次に、次第 6 の報告について。

(1) 平成 22 年度文化財保護関連事業について、事務局より説明願います。

(事務局) 別紙資料 17～18 ページ資料参照。

- (会 長) 只今の報告について、御意見・御質問等がありましたらお願いします。
- (会 長) ないようですので、続きまして、(2)平成22年度第2回文化財審議会について、事務局より説明願います。
- (事務局) 次回は、来年の2月上旬を考えております。今回諮問いたしました「上総姉崎領谷田之郷御縄打水帳」の答申を予定しております。
- (委 員) 日程について、2月上旬は受験シーズンにあたる。現役の先生方の日程を優先してもらいたい。
- (委 員) 日程については、もう少し予定日がないと、調整が難しい。
- (事務局) 日程調整をいたしたいと存じます。
- (会 長) 次に、その他について、何かございませんか。
- 以上で、本日予定している議題などは、全て終了いたしました。
長時間にわたり、御協力ありがとうございました。それでは、進行役を事務局にお返しいたします。
- (事務局) これをもちまして、平成22年度第1回市原市文化財審議会を閉会いたします。
なお、この後、埋蔵文化財調査センターに移動して「上総国分僧寺展」を視察いたします。